

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日には、
日曜日が休日と
当たる翌日)
ににより告示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示

鳥取県行政書士会会則の変更の認可

◇告示

鳥取県行政書士会会則の変更の認定

国土調査の実施

豚等の移入の禁止

みづばちの腐蛆病の発生

土地改良事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地の指定(二件)

土地改良事業の認可

◇選管告示

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選舉運動に関する旨並びに支出の報告書の要旨

◇公 告

高压ガス製造保安責任者試験の実施

鳥取県告示第七百六十号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十五年八月三十日認可したので、行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十八条第二項の規定

により告示する。

一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けることができる報酬に、書類の提出手続を代行する業務及び書類の作成について相談に応ずる業務に係る報酬を新設し、その額を定めるものとすること。

二 変更事項の施行の日

昭和五十五年九月一日

鳥取県告示第七百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年九月五日

告示

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十五年九月六日から昭和五十六年三月三十日まで
五 調査成果

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一	昭和五十五年八月二十一日

鳥取県告示第七百六十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第二条第一項第二号の国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平林鴻三

一 國土調査として指定された年月日

昭和五十五年八月十一日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第二十七条第二項の規定により建設大臣の刊行した縮尺五万分の一の地図を「横田」「多里」及び「上石見」に係る鳥取県の区域

四 調査期間

- 豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。
- 土地利用現況図
水系図・谷密度図
地形分類図
表層地質図
土壤図
傾斜区分図
土地分類基本調査説明書
開発規制図
- 鳥取県告示第七百六十三号
- 豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。
- 愛知県渥美郡の区域

鳥取県知事 平林鴻三

三

昭和55年9月5日 金曜日

鳥取県公報

第5186号 (第三種郵便物認可)

鳥取県告示第七百六十四号

みつばちの腐蛆病(モリモリ)が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に關する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発生年月日

発生場所

発生群数

昭和五十五年九月一日

西伯郡中山町高橋九七七一八

三群

昭和五十五年九月一日

西伯郡中山町萩原一七五九

六群

昭和五十五年九月一日

西伯郡大山町豊房二〇五六

五群

換地を定めない土地

東伯郡東伯町大字下大江字堂ノ上三二三一、三二七一、三三七一二、三三七一三、三二八、三二九一、三三〇一、大字上伊勢字上堂角二九五

鳥取県告示第七百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、加勢蛇川第二地区第六工区は場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地を指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、加勢蛇川

地区第三工区は場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地を指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

字水尻一五二

東伯郡東伯町大字美好字西屋敷三七八、大字下大江字宮ノ上一三七一三、一三七次一、字五反田一四四一一、大字効字上棚田三四一一、三五一三、三五四四、三六一三、字下松井九七一、字下松垣一〇三、字徳福一一五、字東屋敷二二〇、一二一、字西谷田一八五、字明後寺三一三、大字法万字水尻九六一、九六三、九六四、大字光好字下屋敷四九一一、大字下大江

鳥取県告示第七四六十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（天神野地区整備）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第一項において、昭和五十五年九月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定による公示する。

昭和五十五年九月五日

鳥取県知事 平林 雄三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第二百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十五年六月二十一日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関する附則及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十五年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 国部正夫

その他の寄附

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和55年6月22日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

15,497,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石破二郎	所属党派	自由民主党	期間	7月3日から第2回分 7月14日まで
出納責任者氏名	中山頼雄	円	支 出	人 件 費	円

主たる寄附	円	支 出	人 件 費	家 屋 費	円
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)					

集合会場費	円	通 信 費	円	印 刷 費	円
選舉事務所費	—	—	—	広 告 費	—
—	—	—	—	文 具 費	—
—	—	—	—	食糧費	—
—	—	—	—	休 憩 費	—
—	—	—	—	休 治 費	—
—	—	—	—	雜 費	—

その他収入	円	その他の寄附	円	その他の寄附	円
今 回 計	—	今 回 計	81,630	今 回 計	—
前 回 計	9,300,000	前 回 計	—	前 回 計	7,067,685
総 計	9,300,000	総 計	—	総 計	7,149,315

5 昭和55年9月5日 曜金 日 取 市 取 瞳 公 報

報告書受理年月日	昭和55年7月15日	第2回報告分
----------	------------	--------

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31第2項の規定により、昭和55年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和55年9月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
乙種化学責任者	高圧ガス取締法に係る法令 免状による試験 常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時から 15時まで
免状による試験	高圧ガス取締法に係る法令 免状による試験 常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで

1 期日	昭和55年11月30日(日)	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	9時30分から 10時30分まで
2 場所	鳥取市及び米子市	高圧ガス取締法に係る法令 免状による試験 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
3 試験の種類、試験科目及び時間		液化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学(特別試験科目を申請した者にあっては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)	13時から 15時まで
試験の種類	試験科目	高圧ガス取締法に係る法令 免状による試験 常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで
乙種化学責任者	高圧ガス取締法に係る法令 常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで	10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	13時から 15時まで	15時まで
免状による試験	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から 15時まで	15時まで

第三種冷凍機械 責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで
-----------------------	--	---

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のものを受験願書の所定欄に貼り付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験

1,600円

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験

1,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和55年9月22日(月)から同月30日(火)まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。

- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。